

随意契約理由書

工事名称： 阪南港海岸外 門扉遠隔監視設備工事

大阪港湾局及び市町に設置されている水門等遠隔監視システムは、津波・高潮時に府民の安心・安全を確保するため、水門・樋門・門扉の閉鎖状態を確認する非常に重要な役目を果たす設備である。

本工事は、対象とする門扉の閉鎖状態を、新たに既設の水門等遠隔監視システムに状態表示させるものである。

既設の水門等遠隔監視システムは、大阪港湾局及び市町の親局装置と、水門・樋門・門扉の子局装置とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法、電気的条件等の細部構造システムについて、製作者固有又は独自に開発設計した技術が採用され、要求性能を満足するよう製作されている。

これらのことから本工事で新たに門扉の子局装置を設置する際は、既設親局装置とのインターフェイス等の非常に高いレベルのシステム設計及び装置の製作能力が要求される。更に設置後は、既設親局装置を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要がある。

従って、本工事を施工するにあたっては、既設システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。更に本工事においては、既設システムの改造部分の全体工事費に占める割合が多くなっている。

以上のことから、既設システムの設計、製作、据付を実施した三菱電機株式会社関西支社が唯一施工可能な企業であると考えているが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がいなかったかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施した。

三菱電機株式会社関西支社から徴取した見積が予定価格内であり、かつ、参加意思確認公募手続を実施したが、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がいなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積りを省略するものです。